

中間調査報告書（要旨）

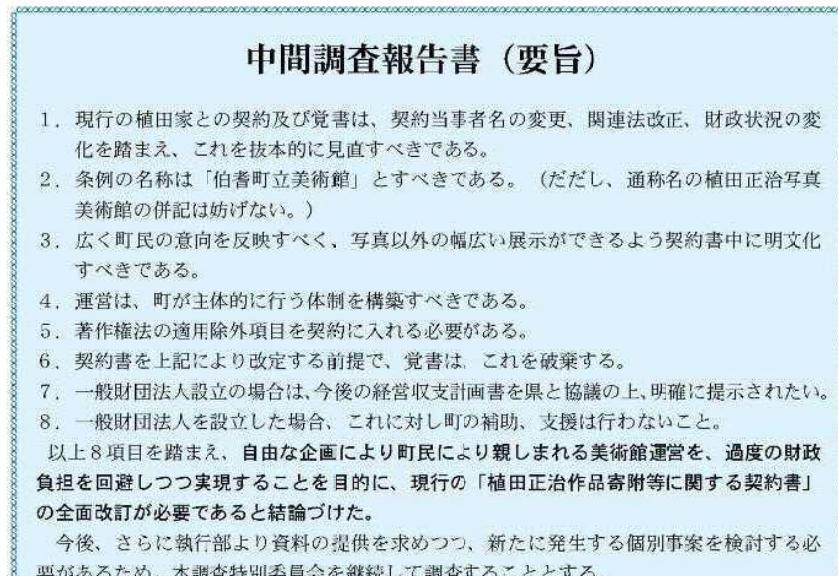
- 現行の植田家との契約及び覚書は、契約当事者名の変更、関連法改正、財政状況の変化を踏まえ、これを抜本的に見直すべきである。
- 条例の名称は「伯耆町立美術館」とすべきである。（ただし、通称名の植田正治写真美術館の併記は妨げない。）
- 広く町民の意向を反映すべく、写真以外の幅広い展示ができるよう契約書中に明文化すべきである。
- 運営は、町が主体的に行う体制を構築すべきである。
- 著作権法の適用除外項目を契約に入れる必要がある。
- 契約書を上記により改定する前提で、覚書は、これを破棄する。
- 一般財団法人設立の場合は、今後の経営収支計画書を県と協議の上、明確に提示されたい。
- 一般財団法人を設立した場合、これに対し町の補助、支援は行わないこと。

以上8項目を踏まえ、自由な企画により町民により親しまれる美術館運営を、過度の財政負担を回避しつつ実現することを目的に、現行の「植田正治作品寄附等に関する契約書」の全面改訂が必要であると結論づけた。

今後、さらに執行部より資料の提供を求めつつ、新たに発生する個別事案を検討する必要があるため、本調査特別委員会を継続して調査することとする。



伯耆町立写真美術館（植田正治写真美術館）



町立写真美術館管理運営調査特別委員会

○現状及び課題

本美術館は、改植田正治氏の保有する全写真作品及び所定の原板（約一万二千点）の無償寄付を受け設立されたため、植田家及び植田事務所との契約条項に基づき、通称を植田正治写真美術館とし、別途設立された植田正治写真美術団により運営され、同氏の作品展示を中心とした展示を行ってきたが、町民・町出身者の他作品、或いはさまざまな他のジャンルの作品の展示など、町独自裁量での企画には、契約上一定の制約が掛かっている。

また、本美術館は町の全額出資により設立された町立美術館であり、設立以来、毎年多額の維持費を町が負担し、運営費を町が負担し、運営費も町職員を派遣している。一方、入館者数は当初計画を大きく下回っている。文化事業については費用対効果の観点から判断すべきではないが、今後、発生が予想される補修費用等の将来負担を考えると財政運営上重荷となることが危惧される。

○従来の町の取り組み
運営経費の削減を目的に、平成十九年度より冬季三ヶ月の休館期間を設けるなど経費削減努力を継続。一部展示スペースでの植田作品以外の展示、福山雅治作品展など植田作

1. 初回会合十一月十二日
正副委員長の互選
第二回 十一月十二日
第一回会合十一月十二日
正副委員長の互選
第三回 十一月十九日
町長・教育長・財団理事の協議。町長・教育長・美術財団理事長からの意見聴取を決定。

第四回 十一月二十六日
質問事項に対する回答の内容を協議。
第五回 十一月三十日
町長・教育長・財団理事の意見聴取結果を決定。
第六回 十二月五日
前回の再意見聴取結果を受けて協議。契約内容に2月定期議会において特別委員会としての中間報告を決定。

第七回 十二月七日
弁護士からの意見聴取結果を踏まえ意見集約。

第八回 十二月十一日
調査特別委員会中間報告案を協議。

町直営方式を求める中間調査報告書を提出！

町立写真美術館（通称：植田正治写真美術館）は、開館から十七年が経過。これまで改植田正治氏の作品展示を中心に、写真美術団により運営されてきた。その間に、地方分権の進展、財政状況の変化等、地方自治体である美術財団存続に関する法改正が実施された。この機会に、議会として、美術館のあり方、今後の運営方法について、調査特別委員会を設置することを議決。H24年の12月議会においてその中間調査報告書を提出した。

ど、都度、植田家側と協議の上、多様な作品展示

を実施する検討状況と認識。今後、改善方法について。

また、三ヶ月の冬季休館期間を利用した町民作品の展示についても、意願

植田家側と協議している。

十二月片断議会の決議を受け、町としてどう実施するか。

3. 平成十二年十二月二日、財団の定款の骨子を示す。

4. 財団の定款の骨子を受け、町としてどう実施するか。

5. 植田氏側との契約を示す。

4. 町執行部の見直し案に対する町と財団の方針は、今後の運営（財政、計画）を示すべきである。

5. 植田氏側との契約を示す。

を決定。

1. 町見直し案において

町直営の部分と財団の部

分を具体的に示すべきで

ある。

2. 財団の定款の骨子を示す。

3. 平成十二年十二月二日、財団の定款の骨子を示す。

4. 町執行部の見直し案に対する町と財団の方針は、今後の運営（財政、計画）を示すべきである。

5. 植田氏側との契約を示す。

4. 町執行部の見直し案に対する町と財団の方針は、今後の運営（財政、計画）を示すべきである。

5. 植田氏側との契約を示す。